

年齢とともに上がらない安い保険料で、充実した保障内容を実現

# 保険医休業保障共済保険

会員同士の助け合いで営利を求めない休業保障「共済」保険は、高い代理店手数料や生命保険会社の利益を含みません。健康への不安が少ない若い時ほど保険料を低く抑えています。この機会にぜひ加入をご検討下さい！

**募集期間(8月1日加入)5/20(水)まで**

**加入時の拠出金(保険料)が続きます**

## 4つの特徴

- ① 給付期間が最長730日の充実保障
- ② 入院はもちろん自宅療養・代診をおいても給付
- ③ 月々の拠出金(保険料)は加入時のまま上がりず掛け捨てではありません
- ④ 所得補償保険等の加入に関係なく給付

### ●給付の種類(1口につき)

種類	給付内容
傷病休業給付金	6日目から1日につき6,000円、通算500日限度
入院給付金	入院1日につき2,000円加算、通算500日限度
長期療養給付金	1日につき自宅3,000円、入院6,000円を230日限度 復業した日の前日で給付は終了
弔慰給付金	50万円+脱退給付金
高度障害給付金	50万円+脱退給付金
脱退給付金	満期または加入日から3年以上経過後に脱退・減口したとき、所定の給付金額

- 1口あたりの月額拠出金(保険料)
- ～29歳…2,500円
  - ～39歳…2,800円
  - ～49歳…3,000円
  - ～54歳…3,300円
  - ～59歳…3,700円

加入年齢が若いほど有利

※制度改定による変更時は除く

### ●給付例(傷病休業給付金)

**傷病により休業し、30日分の給付を受けたとき**

	8口加入	5口加入	3口加入
自宅休業の場合	144万円	90万円	54万円
入院休業の場合	192万円	120万円	72万円

※所定の給付要件・免責期間(5日間)があります

8口加入  
給付金額  
**3,200万円**  
更に 500日入院休業の場合  
連続休業して  
**1,104万円**追加給付  
230日入院休業の場合

## \*データで見る休保制度\*

- ◆ 休保制度の傷病休業給付金支払結果(2008年～2013年実績)では、悪性新生物(癌)による休業がトップで、受給者の5人に1人が癌による休業を余儀なくされています。第2位が血液・循環器系疾患、第3位に消化器系疾患、第4位に不慮の事故と続きます(図1)。
- ◆ 休業期間は、平均値で122日、約4カ月の休業となっています。休業形態で特徴的なことは、自宅での休業割合が全体の78%近くを占めています(図2)。
- ◆ 悪性新生物で休業した方の休業期間の平均値は143日。その内訳は入院休業39日、自宅休業104日となっています(図3)。

図1 休業に至った理由(疾病群・歯科)

順位	疾病群	割合
第1位	悪性新生物	17.0%
第2位	循環器系&血液・造血器の疾患 免疫機構の障害	16.0%
第3位	消化器系の疾患	13.7%
第4位	不慮の事故&中毒	13.6%
第5位	筋・骨格系&結合組織の疾患	8.5%

※休保制度の歯科協会加入者の2008年～2013年の傷病休業給付金等の支払結果を元に作成

図2 全疾病の平均給付日数(歯科)

	入院休業	自宅休業	休業合計
平均	27日	95日	122日
割合	22.1%	77.9%	100.0%

※休保制度の歯科協会加入者の2008年～2013年の傷病による平均休業日数と自宅、入院の割合を集計

図3 悪性新生物による平均給付日数(歯科)

	入院休業	自宅休業	休業合計
平均	39日	104日	143日
割合	27.3%	72.7%	100.0%

※休保制度の歯科協会加入者の2008年～2013年の悪性新生物による平均休業日数とその内訳

受給者の声

## 安心して療養に専念できた

健康には充分注意を払っていましたが、この制度を利用する事はないだろうと思いながらお守りのつもりで加入していました。今回思いもかけない病気で給付をしていただきまして本当に助かりました。人生何があるかわかりませんので、若い先生方にも是非加入していただくようお勧めします。  
(H先生・住吉区)

この度は、給付金を戴き有難うございます。本当に助かります。個人開業医にとって、病気等で休業を余儀なくされても毎月の固定経費や出費は待ってられません。休業による減収部をこの給付金がかかりカバーしてくれますので有難いです。今後とも、このよき制度のご発展をお祈り申し上げます。  
(J先生・東大阪市)

5ヵ月間の手術・入院生活と大変な日々を送りましたが、先日多額の給付金を受けることができ大変感謝しております。仕事も少しずつ始めることができました。患者さんも待っていて下さったことも大きな励みとなっています。  
(S先生・茨木市)

資料請求・お申し込みは協会・共済部(☎06-6568-7731)まで